

養育費に関する公正証書等作成支援補助金のご案内

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取決めに係る公正証書等の作成にかかった費用を県が補助します。

対象者

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）にお住まいのひとり親家庭の母又は父で次の要件を全て満たす方

- ①養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ②養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ③養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ④過去に同じ内容の補助金交付を受けていないこと

補助対象経費

養育費の取決めに要する費用分を対象とします。

- 公正証書：公証人手数料令に規定する手数料
 - 調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代
 - 裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代
- ※当事者間で作成した「合意書」「離婚協議書」等は、補助の対象にはなりません。

補助額

養育の取決めに要した費用（上限額 4万円）

申請方法

公正証書等を作成した日から1年以内に、神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターに必要書類を添えて、申請してください。

※窓口への持参もしくは郵送にて申請ください。

提出書類

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・補助金交付申請書（第1号様式） | ・補助対象経費の領収書の写し |
| ・補助金交付請求書（第4号様式） | ・養育費の取り決めを交わした文書 |
| ・申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本 | } 児童扶養手当証書の写し |
| ・世帯全員の住民票の写し | |

手続きの流れ

債務名義取得

補助金交付申請前に養育の取決めに係る債務名義（※）を取得してください。

※債務名義：公正証書、調停調書、判定判決等

補助金交付申請書・請求書提出

債務名義取得から1年以内に必要書類を神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターに提出してください。

補助金交付決定

提出書類を県が審査し、補助金交付決定通知を送付します。

補助金送金

補助金を請求書に記載した金融機関に振り込みます。

申込・お問い合わせはこちら

神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター

県からの委託を受け、養育費支援に加え、就業支援等、ひとり親の自立に向けた支援を行います。

◇養育費支援

・養育費相談

元調停員が養育費の算定や手続き、不払い等に関する個別相談を行います。

・離婚前セミナー

親権・養育費・面会交流等について離婚前の親に向けたセミナーを行います。

1回目 令和4年6月18日（土） 2回目 11月19日（土） 両日 10:00～12:00

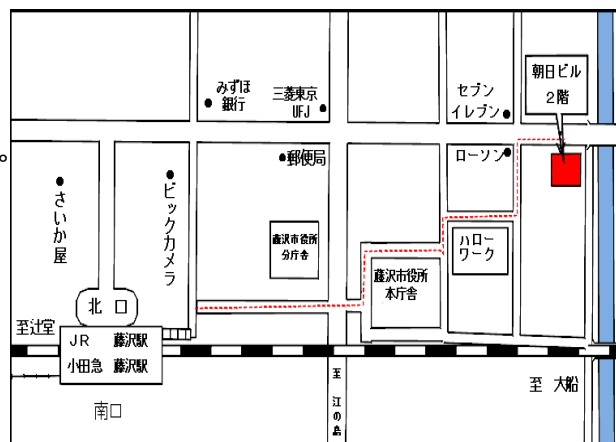


◇就業支援

・就業相談

キャリアコンサルタントが就業・自立を支援します。

・パソコン基礎講座



〒251-0054

神奈川県藤沢市朝日町9-4-203

TEL & FAX 0466-90-3601

メール soudan@khitórioia.com

月曜日～土曜日 9:00～17:00